

管理計画認定の事前確認業務及び予備認定の適合確認業務
に係るフォローアップ研修について

国 土 交 通 省
(公財) マンション管理センター

1 目的

令和4年4月1日から管理計画認定制度や予備認定制度が開始され、マンション管理士の皆さまには、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます。）」を踏まえ、管理計画認定の事前確認業務や予備認定の適合確認業務（以下、「各業務」といいます。）を行っていただいているところです。

各業務を円滑に実施していただくために、制度開始以降、認定基準や運用に関してガイドラインを3回改正しています。また、管理計画認定制度に関するよくある質問を「管理計画認定基準 <Q&A>」にまとめ、国土交通省ホームページにて公開しています。

また、予備認定制度については、令和6年6月に国土交通省が「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を公表したことを踏まえ、(公財) マンション管理センターは、令和7年2月1日から予備認定基準を見直します。

このたび、マンション管理士の皆さまの各業務の理解促進等を目的とし、「ガイドラインの改正のポイント」、「管理計画認定制度に関するよくある質問」及び「予備認定基準（令和7年2月1日基準）における追加基準項目に関する事務運用指針」について、フォローアップ研修を実施します。

なお、本研修の受講については、今後各業務を行う際の前提条件ではありません。

2 対象

原則、管理計画認定の事前確認業務及び予備認定の適合確認業務を行っているマンション管理士

3 研修日時等

日時：令和7年2月5日（水） 15時から開始（研修時間は1時間程度）

ウェブ形式のセミナーとなります。ZOOMにて実施いたしますので、定刻になりましたら、以下のURLよりご視聴ください。本研修受講に当たり申込等の手続は必要ありません（無料）。

システムの制約上、当日は、先着3,000名の方がご視聴いただけます。なお、本研修については、2週間後を目処に、研修動画（4の(1)～(3)の3本を予定）を(公財) マンション管理センターのホームページで公開することを予定します。

<https://us06web.zoom.us/j/82504094094>

4 研修内容

- (1) 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」の変更のポイント
 - (2) 管理計画認定制度に関するよくある質問
 - (3) 予備認定基準（令和7年2月1日基準）における追加基準項目に関する事務運用指針
- ※ウェブ形式のセミナーであり、多数の方に参加いただく予定ですので質疑の時間は設けておりません。

以上

照会先：国土交通省住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付	高野・新名	03-5253-8111
（公財）マンション管理センター 企画部	武居・平野	03-3222-1518